

相談事例 (※あくまで一部の事例です)

No	相談概要メモ
1	<p>民間の電気通信工事を1次下請として受注し2次下請に出したが、元請からこの2次下請との間の請負発注書・請書の提出を求められており、このような要求の建設業法上の扱いについて相談したい。</p> <p>当センターの相談・業務内容を説明し、下・下請間の請負契約関係書類を元請が提出を要求することの建設業法上の取り扱いについては、管轄の許可行政庁に相談し指導を受けるよう助言した。</p>
2	<p>民間の土木工事を1次下請で受注し2次下請に出しているが、2次下請との間の請負契約書を電子情報通信技術を使用したものにして考えている。その場合の建設業法上の留意点等について相談したい。</p> <p>当センターの相談・業務内容を説明し、建設業法19条3項に係る電子情報通信技術を利用した契約書作成の考え方、方法等については、管轄の許可行政庁に相談し指導を受けるよう助言した。</p>
3	<p>賃貸住宅の退去に伴う内装仕上工事を契約書に基づき1次下請で施工しているが、昨今の材料高騰で請負代金の改定を元請に要求している。交渉に応じてくれないことから、今後どのように対応したらよいか相談したい。</p> <p>賃貸住宅の退去に伴う内装仕上工事を契約書に基づき1次下請で施工しているが、昨今の材料高騰で請負代金の改定を元請に要求している。交渉に応じてくれないことから、今後どのように対応したらよいか相談したい。</p>
4	<p>物流施設建築工事を元請として請ける予定であるが、発注主から物価変動関係事項の協議は対象外とする旨の条件が出ており、この事前条件の建設業法上の取扱いについて教えてほしい。</p> <p>当センターの役割と相談対象を説明したうえで、請負契約における物価変動関係事項の建設業法上の取扱いについては管轄の許可行政庁に問い合わせ、確認されるよう紹介した。</p>
5	<p>公共発注の雨水管渠工事を請負契約書により1次下請で施工した。完了後に施工代残金2500万円とともに追加工事代金1900万円を請求したが、相手方元請は当該費用については発注者から貰っていないので支払えないなどというばかりで埒が明かない。知り合いの弁護士に相談する前に当センターにも相談してみたい。</p> <p>相手方元請のいう発注者の支払いがないことは不払いの理由にはならず、まずは①残代金と追加工事代金に係る施工実績と積算内訳、既出請求書等関係資料を整理したうえで、②早急に知り合いの弁護士に今後の取るべき法的な措置等について相談するよう助言した。</p>
6	<p>建設業法上の営業所の技術者がいなくなり営業所を廃止しようと思うが、営業所廃止前に契約した電気通信工事についての建設業法上の取り扱いについて教えて欲しい。</p> <p>当センターの業務内容を説明し、建設業法上の営業所廃止の取り扱いについては管轄の許可行政庁に問い合わせるよう助言した。</p>
7	<p>店舗の電気工事を注文書・請書により3次下請で施工した。完了後に施工代金3900万円を請求したが、1200万円しか支払いがない。相手方2次に問い質してもそれしか払えないと言うのみなので、今後の対処策を相談したい。</p> <p>相手方2次の支払限度を理由にした不払いに対しては、法的な手段を用いた回収方法を図っていくことになる。まずは、①相手方に支払い期日を記し、支払なき場合は法的な措置を取る旨の催告状を内容証明郵便で送って出方を見る、②なお不払いならば民事訴訟により回収する方法があり、③それらの手続きは弁護士会の無料相談等を利用して指導して貰うよう助言した。</p>
8	<p>土木工事会社からとび・土工事を請負っていたが、工事をとるため社会保険を元請名で入れるから、保険料の雇用主負担は下請で負担しろと言われていたが法律上どうなのか教えて欲しい。</p> <p>当センターの業務内容を説明し、建設業を行う上での元請からの社会保険の取り扱いについては、管轄の許可行政庁に問合せるよう助言した。また、社会保険の取り扱いについては管轄の保険関係部局に問い合わせるよう助言した。</p>
9	<p>公共河川工事の土工事を請負契約書(3100万円)により3次下請で施工したが、相手方2次との契約内容や施工実績の捉え方が不明確であったためトラブルになっている。かかる問題について各相談機関に相談してきているが当センターにも相談したい。</p> <p>相手方2次との請負工事の内容等が曖昧になっていたことで最終精算額が思うような金額にならないとの問題は、各相談機関にでも対応して貰えないのではないかと。まずは①当初請負契約書にある工事内容からどのような変更・追加、あるいは減少があったかについて相談者自身で施工実績に基づき再整理してみることで、そのうえで相手方に対する請求金額を決定して交渉していくべきではないかと助言した。</p>
10	<p>建設業法上、建築工事の発注は建築士がしなければならないものか相談したい。</p> <p>当センターの業務内容を説明した上で、施主としての発注が建築士でなければならないとの規定はないと考えられるが、建築事務所が間に入った場合などの詳しい建設業法上の考えについては、管轄の許可行政庁に確認するよう助言した。</p>
11	<p>アパート新築工事の基礎工事を口頭(430万円)により4次下請で請けて施工開始した。施工代金については相手方とは当初半分、後はその10日後に支払うと言う約束であったが、当初分の支払いはまだなく、また後の半分の支払期日も近づいてきたので心配になってきた。やはり口約束では問題となる事例が多いのか教えてほしい。</p> <p>当センターへの代金不払い相談では口頭契約によるトラブルが多い現状とともに、建設業法第18条及び第19条に基づく契約の原則や書面化等についての重要性について説明し、理解を得た。</p>
12	<p>県の歩道工事を元請として受注し、1次と2次でそれぞれ契約書に基づき下請工事が行われたが、1次から2次への代金支払いが行われず、2次から特定建設業者である相談者に対して、内容証明郵便で710万円の代金支払い催告を受けた。県の指導で50万円を前金として立替払いをしたことがあるが、本来の代金支払い義務者である1次が対応すべきであり、今後どのように対応したらよいか相談したい。</p> <p>元請である相談者と相手方2次との間には契約関係がないので契約上の代金支払い義務はないが、公共事業でもあり、特定建設業者である元請として、県の指導を受けながら対処していくことが肝要であることを助言した。</p>
13	<p>マンションの内装工事を口頭契約(見積書のみ)に基づき元請として受注・施工したが、工事完成後、施主から第三者である別の建設業者に契約書に基づき施工させ代金を既に支払ったと一方的に通知された。代金請求するならばその第三者に請求してくれの一点張り、代金約330万円を支払ってくれない。今後どのように対応したらよいか相談したい。</p> <p>相談者が工事を完成させ施主に代金債務が発生した後に、債権者である相談者の承諾を得ないで一方的に債務者を変更する行為は認められない(建設業法19条2項、19条の3関係)と考えられるので、施主との間で請負契約が成立した根拠となる資料、代金債務者を変更した当時の関係資料を整理して、弁護士との協力を得るために無料の法律相談を利用するよう助言した。</p>
14	<p>レストランの内装工事を口頭(見積書のみ)により2次下請で施工したが、相手方1次から当初見積もりでない個所の工事を求められた。相談者としては見積書の変更を要求したが相手方は応じてくれない。かかる事態について弁護士に相談中であるが、当センターにも相談してみたい。</p> <p>既に弁護士に相談中とのことであるが、①見積書のみで口頭契約であるので、変更・追加工事については双方で協議して決めていくことが基本となる、②その際は、当初契約の経緯、その変更・追加工事の施工状況、積算内訳等を整理して相手方との協議に臨むことではないか、③いずれにしろ相談してされている弁護士とよく相談して進めるよう助言した。</p>
15	<p>土木工事を下請けに出すに際して、見積書を電磁的方法で作成・交付することを考えているが、その場合の建設業法上のルールについて相談したい。</p> <p>当センターの相談・業務内容を説明し、電磁的方法による見積書作成・交付の建設業法上のルールについては、管轄の許可行政庁に相談し指導を受けるよう助言した。</p>

No	相談概要メモ
16	マンションの内装工事を一次下請けとして口頭契約で160万円で請負い施工したが、支払請求を出したところ理由もなく120万円に値引きしてきたのでどうしたらいいか相談したい。 支払において、理由も示さず値引きされたということであるので、契約内容、工事内容、交渉経緯等を取りまとめ弁護士会の無料法律相談に連絡し法的な面からの今後の対応についてアドバイスを受けることを助言した。
17	マンションの外構工事を発注書・請書に基づき3次下請で施工したが、相手方2次は勝手に名義を使われたものであり、実質的契約者は1次の社員で個人として契約行為を行ったことが判明した。その個人に請求したが支払う意思がなく、1次は既にその個人に代金を支払っており、契約関係にない相談者には支払う義務がないといっていることから、不払い代金640万円をどのように回収するのかについて相談したい。 請負契約の実質的当事者は誰で、誰に対して代金請求できるかという民事上の法律問題であり、既に相談中の顧問弁護士の指導の下に法的対応をしていくべきことを助言した。
18	住宅の大工工事を注文書・請書により請負施工した。工事完成後工事代金を請求したところいわれのない金額がペナルティ等として8万円ひかれていたが、何もペナルティに該当することは覚えもなくかつに差し引かれたが何とかならないか相談したい。 何もミスした覚えがな、ペナルティとして8万円引かれことについては、契約内容、工事内容、交渉経緯等を取りまとめて弁護士会の無料法律相談に連絡し、法的な面から今後の交渉についてのアドバイスを受けるよう助言した。
19	マンションの内装工事を契約書に基づき1次下請で施工したが、機材の運搬中にエレベーターに原因不明の故障が生じたため工事が遅れ、工期に間に合わせるには1週間分の余計な工賃等費用が必要になってきた。元請はその費用の5分の一程度しか払わないと言っており、相談者側にも非がないことを考えれば不合理と考えられるので、元請とどのように対応したらよいか相談したい。 請負契約書中の紛争処理条項に従い、両当事者で協議・交渉を通じて不可抗力に起因した損害の費用負担を決めるのが基本であり、それでも解決できない場合には弁護士の協力を得るために無料の法律相談を利用するよう助言した。
20	マンションの電気通信工事を元請で受注し、付随的に発生する間仕切りの内装仕上工事を下請けに出そうと考えている。例えば、この内装仕上工事の代金額が410万円程度の場合や下請への出し方を変えた場合等にも建設業許可が必要かについて相談したい。 当センターの相談・業務内容を説明し、建設業許可の考え方については、管轄の許可行政庁に相談し指導を受けるよう助言した。
21	建設業法上内装工事において契約時に契約書に代金を定めず、後で請負代金を定めることでもよいか教えて欲しい。 当センターの業務内容を説明し、建設業法で契約時に請負契約書等の書面で定めることについては管轄の許可行政庁に相談するよう助言した。
22	病院の電気工事を口頭(1人工22000円)により4次下請で請けてきたが、相手方3次から上位下請からの指示で工事士の資格のない者は4100円を減額すると言ってきた。かかる事態は建設業法上の不当な減額にあたるのではないかと教えてほしい。 当センターの役割と相談対象を説明したうえで、相手方3次下請からの請負単価の一方的な減額が建設業法上の不当な行為に当たるかどうかについては管轄の許可行政庁に問い合わせてみるよう紹介した。
23	ハウスメーカーから設計業務を受託し確認申請等の手続きを行っているが、施主とハウスメーカーとの間で外壁等の工事仕様について問題が生じ工事遅延等のトラブルがあったことで遅延損害金の支払を要求されたことについて相談したい。 当センターの業務内容を説明し、建築元請業者と一級建築事務所との設計業務委託間のトラブルであり相談対象ではないが、契約内容、業務内容、交渉経緯等を取りまとめて弁護士会の無料法律相談に連絡し法的な面から今後の交渉にあたっての対処に関してアドバイスを受けてはどうかと助言した。
24	建物の塗装工事を2次下請で請ける予定であるが、相手方との契約の書面での結び方について建設業法上の指導をお願いしたい。 当センターの役割と相談対象を説明したうえで、建設業法第18条・第19条に規定のある請負契約に関する行政指導については管轄の許可行政庁に問い合わせてみるよう紹介した。
25	アパート新築工事の外構工事を請負契約書(410万円)により1次下請で請けて施工開始したが、相談者の一方的な都合で契約解除して途中退場した。その後、相手方元請から契約解除に伴う損害賠償請求(他業者への代替工事代金相当210万円)がきたが、どのように対処したらよいか相談したい。 まずは①請負契約書の「契約解除」条項をよく確認する、②契約解除に伴う相手方からの請求金額の明細を要求してその内容を精査する、③納得がいかなければ、相談者の積算による金額で交渉していくことになるが、④それらの交渉に当たっては弁護士会の無料相談を利用して指導して貰ってはどうかと助言した。
26	ビルの足場組立て工事を口頭契約に基づき2次下請で施工したが、代金約40万円が不払いになっている。相手方1次に請求書を出したが戻ってきたが、その住所がレンタルオフィスで住所不明の状態であり、今後どのように対応したらよいか相談したい。 口頭契約であり代金請求には困難を伴うが、LINEでのやりとり、工事写真等請求の根拠となり得る資料を整理して、弁護士の協力を得るために無料の法律相談を利用するよう助言した。
27	物流施設の電気工事を請負契約書により3次下請で施工した。完了後に支払い残代金700万円が不払いになっているが、悪評判にある相手方2次に対しては訴訟による回収を検討したいので相談したい。 相手方と交わした請負契約書、これまでの請求書と支払い状況、相手方の返答状況等関係書類を整理したうえで、まずは整理資料をもって弁護士の無料相談を利用して指導して貰うよう助言した。
28	商業施設の足場組立て工事を契約書に基づき3次下請で施工したが、相手方2次が倒産手続きに入ってしまったため代金180万円が不払いになっている。目立った資産も残っていないことから、今後どのように対応したらよいか相談したい。 債務者が破産した場合の債権回収については、破産管財人への破産債権の届け出手続き等弁護士の協力が不可欠であり、まずは無料の法律相談を利用するよう助言した。相談者としては元請が特定建設業であることから、管轄の許可行政庁からの勧告(建設業法41条)も考えたようであるが、センターの説明を受ける中で弁護士への相談を決断したと思われる。
29	ビルの設計委託業務を1次下請で工事完成払いにより施工したが、工事完成にもかかわらず元請が委託代金を支払ってくれない。どのように対応したらよいか相談したい。 当センターの相談・業務内容を説明し、設計委託業務は建設工事の請負委託業務に該当しないことを説明し、再度下請駆け込み寺に相談するよう助言した。代金不払いが法的対応に発展する場合に備えて、弁護士の協力を得るために無料の法律相談を紹介した。
30	ビルの耐震工事を注文書・請書により3次下請で施工した。最初月の代金請求で210万円支払われたが、最後月の請求470万円が不払いとなっている。相手方2次は上位1次からの不払いを理由にしているが、かかる事態への対処方を相談したい。 相手方2次のいう上位1次の不払いは理由にならないこと、また残金請求額に争いがないので、後は法的な回収を図っていくことになる。まずは、①相手方から支払念書(債務確認書と支払い計画)を取って、その確実な履行を約束させることであるが、②それらの手続き等は弁護士会の無料相談を利用して指導して貰ってはどうかと助言した。
	冷暖房設備工事を1次下請で施工しているが、昨今の材料代高騰により原価も回収できないような事態が発生しており、元請と代金交渉をしているが応じてくれない。交渉に当たってのアドバイスをお願いしたい。

No	相談概要メモ
31	代金交渉も契約締結プロセスの中の一つであり、両当事者が誠実に協議して合意を目指すのが基本となる。同じような境遇にある同業者と共同で交渉に臨むとか、材料代高騰のデータを収集・整理して証拠資料に基づき相手方を説得する等の工夫をして交渉するのが適切である旨助言した。
32	太陽光発電設備の設置工事を1次下請で受注し、更に2次、3次と下請が行われて工事が完成した。相談者は2次に代金支払いを済ませているが、2次が3次への代金支払いを怠り行方不明になっている。3次から建設業法41条2項の趣旨に沿って、1次あるいは元請(いずれも特定建設業)に対して労働者の賃金相当額の立替払いを求められており、立替払いすべき「労働者」の範囲について建設業法の解釈を相談したい。 当センターの相談・業務内容を説明し、建設業法41条2項の解釈については管轄の許可行政庁に相談し指導を受けるよう助言した。
33	老人ホーム改修工事の土間コンクリート工事を口頭(1人工29000円)により3次下請で施工した。完了後に施工代金を請求したが残金80万円が不払いになっており、下請かけこみ寺、弁護士会の無料相談等各関係機関に相談してきたが、当センターにも相談してみたい。 当センターの役割と相談対象を説明したうえで、既に下請かけこみ寺や弁護士会にも相談して法的な回収方法等を教えて貰っているのであれば、当センターとしてもそれらの指導に従って早急に相手方への書面による請求方法等を進めていくべきではないかと助言した。
34	ビルの建具工事を注文書・請書により2次下請で請負完成したが、後日工事に瑕疵があり元請により1300万円掛かけて補修された。その責任負担について当社では2割程度の責任と考えているが相手方1次下請は5割～8割の責任といっているのどうにか出来ないか相談したい。 工事の瑕疵についてその責任割合に応じて補修代金負担になるため、適正な責任割合を決めるために契約内容、工事内容、交渉経緯等から相談者の主張をまとめ、まずは弁護士会の無料法律相談に連絡し法的な観点からの今後の交渉についてのアドバイスを求めてはどうかと助言した。
35	社宅の解体工事を請負契約書により1次下請で施工したが、当初契約になかった地下杭が見つかったため、発注者、元請との3者協議により270万円に対処工事をする事になった。完了後に本体工事代金は貰ったが、相手方元請から追加工事代金は払えなくなったと言ってきた。現在その代金回収方を弁護士に依頼中であるが、相手方に対する建設業法上の行政処分をお願いしたい。 当センターの役割と相談対象から、相手方元請の追加工事代金不払いに対する建設業法上の処分等の取扱いについては管轄の許可行政庁に問い合わせ相談してみるよう紹介した。
36	塗装業者の個人事業主であるが、従業員が依然に個人事業主として下請した工事代金を不当に減額されたと言うので建設業法上の取扱いについて指導してくれる行政機関を教えてください。 当センターの役割と相談対象を説明したうえで、下請代金の不当減額に関する建設業法上の取扱いは管轄の許可行政庁に問い合わせ指導して貰うよう紹介した。
37	クリーンルーム用制気口を50万円で受注したが、納期が遅れたため製品の製造委託をしないうちに、突然、第三者から別の製造会社に製造委託したので、その代金230万円をその製造会社に支払えとの通知が来た。相談者が全く関与しない取引に代金を支払う義務はないと考えるので、今後どのように対応したらよいか相談したい。 当センターの相談・業務内容を説明し、製造業委託契約に関する問題は私的取引の法律問題として弁護士に相談するのが適切であり、無料の法律相談を利用するよう助言した。
38	役所施設の給排水管工事を1次下請で施工する予定であるが、建設作業員名簿に記載する者が従業員、1人親方等により異なってくるので、建設業法、同施行規則上の区分の考え方について相談したい。 当センターの相談・業務内容を説明し、建設作業員記載に関する建設業法、同施行規則上の考え方については、管轄の許可行政庁に相談し指導を受けるよう助言した。
39	太陽光発電設備設置工事を1次下請で請けることにしているが、相手方元請から届いた請負契約書の案が従来の取引先より詳しく専門的な内容なので困っている。顧問弁護士がいないので具体的な指導を受けるための相談先を教えてください。 当センターの役割と相談対象から、個別具体的な契約内容に関わることができないことを説明し、まずは社内での検討のうえ弁護士会の無料相談等を利用して指導を受けてみてはどうかと紹介した。
40	マンションの塗装工事を注文書・請書により910万円で請負ったが、工事途中で契約相手の3次下請業者が倒産してなくなった。弁護士にも相談しているが1次下請、2次下請等は契約関係にないため支払を請求することができないと言われたが何か代金を回収する方法はないか相談したい。 契約相手の3次下請業者が倒産して工事代金が支払ってもらえないことについて弁護士に相談中であるので、3次下請業者の債権者会議を通じて回収方法等よく弁護士と相談して対応していかれるよう助言した。
41	建築一式工事を元請として受注する予定であるが、いくつかの工事に分割して順番に受注する場合に必要な建設業許可の考え方について相談したい。 当センターの相談・業務内容を説明し、建築一式工事を分割して順次受注する場合に必要な建設業許可の考え方については、具体的な事案を整理して、管轄の許可行政庁に相談し指導を受けるよう助言した。
42	建築一式工事を元請として1500万円未満で受注する予定であるが、例えば分割して「足場300万円プラス塗装500万円」合計800万円とすると建設業許可が必要となるなど、分割の仕方に応じて判断に迷う場合が生じるので、いくつかの工事に分割して順番に受注する場合に必要な建設業許可の考え方について相談したい。 当センターの相談・業務内容を説明し、建築一式工事を分割して順次受注する場合に必要な建設業許可の考え方については、具体的な事案を整理して、管轄の許可行政庁に相談し指導を受けるよう助言した。
43	機械器具設置工事を子会社が元請として受注し親会社へ下請に出す場合、建設業法上の問題点について相談したい。 当センターの相談・業務内容を説明し、子会社から親会社へ下請に出す場合の建設業法上の問題点については、管轄の許可行政庁に相談し指導を受けるよう助言した。
44	15年前に住宅の新築を建設業者に発注したが、最近材料を接続しているボルトが脱落し、その製品が仕様と異なるものであることが発覚した。工事を請け負った建設業者にどのような請求をすべきか相談したい。 当センターの相談・業務内容を説明し、注文建築の工事瑕疵の問題については、住マイルダイヤルに相談するのが適切である旨助言した。
45	地方公共団体発注の下水道管工事を基本契約、追加工事ともに口頭契約(見積書のみ)に基づき1次下請で施工したが、追加契約代金約800万円が不払いになっている。相談者としては当初から契約書作成を要求していたが断られ続け、追加代金の不払いについては契約書がないことを理由としている。今後どのように対応したらよいか相談したい。 請負契約は口頭契約でも成立することを説明し、工事の経緯、見積書、LINEでのやりとり等追加工事代金約800万円の根拠となり得る資料を整理して、弁護士の協力を得るために無料の法律相談を利用するよう助言した。公共事業の円滑な執行を確保するため、発注者である地方公共団体に相談することも考慮に値する旨を助言した。
46	病院の空調設備設置工事を口頭契約(見積書、発注書のみ)に基づき2次下請で施工したが、追加工事代金約510万円が1年間不払いになっている。不払いの理由は、元請と1次間の代金トラブルが解決しないためと言っているが、それは2次に代金不払いを続ける理由とはならないので、今後どのように対応したらよいか相談したい。

No	相談概要メモ
46	不払い期間が長期になっているので、支払期限を明記した内容証明郵便での催告をはじめとした法的対応を検討する必要があり、510万円の代金請求の根拠となる関係資料を整理して、弁護士との協力を得るために無料の法律相談を利用するよう助言した。
47	新築住宅建築を建設会社に発注する予定であるが、請負契約書作成についての問題点、アドバイスを受けたく相談したい。 当センターの相談業務内容ではない旨、住マイルダイヤルに相談するのが適切である旨を回答した。
48	戸建て住宅の内装工事を口頭により2次下請で施工した。完了後に施工代金30万円を相手方1次に請求したところ理由を示さず、不払いが続いている。かかる代金の回収方について弁護士に相談し、現在簡易裁判所に支払督促の申立ての準備書面を作成して貰っているが、このまま進めてもよいのか相談したい。 既に弁護士に法的な回収方を相談して簡易裁判所の支払督促の申立書も準備されているとのことであり、これから申立てを行うか否かについては弁護士の指導により相談者自らの判断となるのではないかと助言した。
49	住宅の屋根の板金工事を請負ったが、工事を行う際の安全対策等の規則はどのようになっているか教えて欲しい。 当センターの業務内容を説明し、建設業法上の安全対策等の取り扱い法令解釈については管轄の許可行政庁に問合せするよう助言した。
50	機械器具設置工事を行っているが1次下請で低い金額の提示が相手方からあった。建設業法で定める不当に低い請負代金の考え方について教えて欲しい。 当センターの業務概要を説明し、建設業法における不当に低い請負代金等の法令解釈については管轄の許可行政庁に相談するよう助言した。
51	原発内での機械器具設置工事を口頭契約(100万円)により3次下請で請負い施工したが、半分の50万円が未払いである。問い合わせると他の工事現場での仕事内容に不備があるためと言われたが何とかならないか相談したい。 工事を完成させたのに他の現場でのことを理由にして不払いされていることについては、契約内容、工事内容、交渉内容等を取りまとめて弁護士会の無料法律相談に法的な観点から今後の交渉についてのアドバイスを求めてはと助言した。
52	公共道路工事の元請であるが、下請工事を出すための契約内容のうち工事費の算定方法等について建設業法上の取扱いを教えてください。 相手方下請との契約上の工事内容、工事期間、工事費等を整理の上、建設業法第19条1項による契約内容の取扱いについては管轄の許可行政庁の問い合わせ、指導して貰うよう紹介した。
53	電気通信工事を2次下請で受注しているが、相手の1次下請業者が建設業許可を持っていないため、どのような場合に許可を得なくともよいのか伺いたい。今回の業者は500万円以下で元請から工事を請負っている。 当センターの業務内容を説明し、建設業法上の許可を受けなければならない請負金額の範囲等については管轄の許可行政庁に問い合わせるよう助言した。
54	個人住宅と歯科医院施設の2棟を請負契約書により相手方元請業者に建築工事を請け負わせた。しかし別業者に頼んだ旧宅等の解体等の工事が遅れたための工事着手の遅れとその間の建築資材の高騰分計1000万円を相手方から請求されている。現在知り合いの弁護士に相談中であるが、当センターにも相談してみたい。 既に弁護士に依頼中とのことなので、①請負契約書にある「請負代金の変更」や「紛争の解決」等関係条項をよく確認する、②相手方の要求する資材高騰費用の内訳と客観的な根拠を求めて検討する、③あくまで民事訴訟にまでもっていきたくないならば、弁護士に相談者主張の根拠資料を提出して任意解決を求める、④なお不調ならば紛争の解決条項にある関係機関での解決を目指すことになるのではないかと助言した。
55	古民家改装のデザイン業務委託の料金が支払われないことについて相談したい。 当センターの業務内容を説明し、当センターの相談対象外であり弁護士会の無料法律相談を紹介した。
56	マンション改修の塗装工事を契約書に基づき2次下請で施工中である。通常では代金1900万円必要な工事であったが、契約締結の際に1000万円に値切られ止むを得ず工事を開始した。このまま工事を続行すれば赤字が膨らむことは必至で、今後どのように対応したらよいか相談したい。因みに同様の他の工事では3000万円以上の代金が支払われており、相談者だけが不当に不利益を受けている。 両者が合意した請負契約書に基づき工事を開始しているため、他業者と比較して相対的に低い代金であっても、代金の変更を行うには契約変更が必要であり、相手方1次との協議・交渉により解決することが基本となる。相談者側から契約を中途解約すると損害賠償請求されるおそれがあるので、今後の対応は弁護士と相談しながら進めるのが適切であり、無料の法律相談を利用するよう助言した。
57	マンションの空調設備設置工事を口頭契約に基づき3次下請で施工したが、代金支払い期日を過ぎてから契約代金より30万円下げた金額しか支払わないとの通知があった。これには納得できないので、今後どのように対応したらよいか相談したい。 口頭契約であり困難を伴うが、当初の契約成立及びそれに基づく代金請求の根拠となり得るLINEでのやりとり等関係資料を整理して、弁護士との協力を得るために無料の法律相談を利用するよう助言した。
58	住宅のリフォームを発注し前金も渡したが、受注業者が自ら考えた工事計画以外は受け付けず、相談者の希望を聞いてくれないことから、工事がストップしている。今後どのように対応したらよいか相談したい。 当センターの相談業務内容を説明し、住宅リフォームに関する施主と請負業者との間の工事トラブルについては、住宅紛争処理支援センターに相談するよう助言した。
59	テナントビル新築工事のうち土工事を契約書に基づき2次下請で施工したが、代金支払いの段階になって一方的に1900万円の減額及びそれを承諾しなければ代金を払わない旨を社長と顧問弁護士の連名で通知してきた。減額理由は、工期の遅れや工事不良等であり、納得できるものとできないものがある。事前の話し合いなしの一方的通知には納得できず、今後どのように対応したらよいか相談したい。 相手方1次主張の減額理由を精査し、相談者側の主張、その根拠を整理して協議・交渉を行うことが基本となる。相手方は顧問弁護士のサポートを受けているので、相談者側としても弁護士に相談しながら対応するのが適切であり、まずは無料の法律相談を利用するよう助言した。
60	都立高校の新築工事の内の外構工事を注文書・請書により2次下請で請け負ったが請負金額より人工計算で赤字が出るため、この請負金額が建設業法で定める不当に低い請負代金に該当するか知りたいためどうすればよいか教えて欲しい。 センターの業務内容を説明し、建設業法上の不当に低い請負代金の額については管轄の許可行政庁に相談するよう助言した。
61	ビルの外構工事を口頭契約に基づき1次下請で施工したが、代金410万円が不払いになっている。不払いの理由は不明であり、郵便での請求をしているが一向に払ってくれそうになく、今後どのように対応したらよいか相談したい。 口頭契約であり困難を伴うが、LINEでのやりとり等代金請求の根拠となり得る資料を整理して、弁護士との協力を得るために無料の法律相談を利用するよう助言した。
62	イベント用展示物の仮設委託業務(900万円)を請けたが、400万円相当の追加業務があったにもかかわらず支払ってくれない。弁護士にも相談中であるが行政機関で何とかならないか相談したい。 当センターの役割と相談対象から、①相談内容のイベント用展示物の設置委託業務については建設工事に当たらないと思料されるので、まずは管轄の許可行政庁に問い合わせも確認されること、②委託追加代金の不払いについては現在相談中の弁護士とよく相談して法的な回収方法を進められるよう助言した。
63	新築事務所の電気工事を口頭契約により510万円で1次下請として請負い施工した。工事完成後に支払請求をすると、元請の担当者がいなくなったとあって支払われなくなり、督促請求をしても工事代金が高すぎるという支払われないので相談したい。

No	相談概要メモ
	口頭契約の内容、工事内容、交渉経緯等を取りまとめ、弁護士会の無料法律相談に法的な対応方法等のアドバイスを受けて交渉に当たるよう助言した。
64	プラント工事に伴う機械器具設置工事を元請として下請に出す予定であるが、従来の書面による契約書から電子通信機器を利用したものに変更しようと考えている。電子情報といってもメール、PDFファイル、FAX等様々な手法があるので、それぞれについて建設業法上問題のないやり方を行いたいのので、ご指導を願いたい。 当センターの相談業務内容を説明し、建設工事請負契約書の電子化に伴う建設業法上の問題点、留意点等については、管轄の許可行政庁に相談し指導を受けるよう助言した。
65	国の庁舎建物の内装工事を契約書に基づき1次下請で施工したが、工事完成・引き渡し後に代金約900万円(主に追加工事分)の不払いがある。途中で、支払期日、代金額を明記した念書を作成したにもかかわらず、不払い理由として、①契約書、覚書を交わしたのは取締役個人(現在入院中で連絡とれない)であって会社は関係ない、②追加工事は口頭で行われ代金見積りに納得できないということをあげている。今後どのように対応したらよいか相談したい。 取締役の署名、押印のある覚書等不払い代金請求の根拠となる資料はある程度揃っているため、これらの資料を整理して弁護士の協力を得ながら法的対応を進めていくのが適切であり、まずは無料の法律相談を利用するよう助言した。
66	発電所の燃料搬送設備建設工事を契約書に基づき1次下請で施工中であるが、工事期間中に相手方元請の現場事務所でコロナウイルスが発生し、元請に対し中止にかかった費用5億円を請求した。しかし、元請はこれは不可抗力に当たり費用支払義務はないと主張している。元請との協議が不調であることから、建設工事紛争審査会での解決等今後の対応方法について相談したい。 当センターの相談業務内容を説明し、請負契約の解釈については管轄の許可行政庁に相談し指導を受けるのが適切であるが、まずは顧問弁護士とよく相談して今後の対応方針を決めることが重要であることを助言した。
67	戸建住宅解体工事に伴う足場組み工事を口頭(150万円)により1次下請で請け施工したが、相手方元請の資材の一部が紛失したとして、その犯人に仕立てられている。相手方はその罪を認めさせ、最終的には施工代金の中で示談にしようとしているようだが承諾できず、当センターにも相談したい。 当センターの相談対象とならないことを説明したうえで、相手方資材の窃盗嫌疑への対処方としては、まずは相談者の主張、警察関係の捜査状況等を整理したうえで、弁護士会の無料相談等を利用して法的な対処方法を指導して貰ってはどうかと紹介した。
68	造園工事を注文書、請書に基づき1次下請として受注したが、元請からの注文内容があいまいで、後々変更工事が発生し追加代金請求ができない事態が想定される。このような元請の行為の建設業法上の問題点について相談したい。 当センターの相談業務内容を説明し、元請からの注文内容の不明確性から発生する建設業法上の問題点については管轄の許可行政庁に相談し指導を受けるよう助言した。
69	民間建築物の基礎工事を1次下請で請けたが、一部の土工工事を再下請に出す際、その工事内容、工事金額、施工体制等の建設業法上の取扱いについて行政指導をお願いしたい。 当センターの役割と相談対象を説明したうえで、再下請契約における建設業法の取扱いについては管轄の許可行政庁に問い合わせ、確認されるよう紹介した。
70	ビル建築工事の鉄筋工事を口頭により3次下請で施工したが、相手方2次は請求代金20万円を支払ってくれない。相手方に問い質しても待ってくれと言うのみで埒が明かないので、回収方法を教えてほしい。 請求代金に争いはないので、後は法的な回収方を図っていくことになる。口頭契約の経緯、支払時期、請求代金とその内訳等を整理したうえで、まずは弁護士会の無料相談を利用して相手方への法的な対処方を指導して貰ってはどうかと助言した。
71	公共河川工事の1次下請であるが、元請との工事分担上から不当に低い施工代金になることが予想されるので、建設業法上の取扱いについての行政指導をお願いしたい。 当センターの役割と相談対象を説明したうえで、相談内容を具体的に整理して建設業法上の取扱いは管轄の許可行政庁に問い合わせ、指導して貰うよう紹介した。
72	送電線敷設工事を1次下請で請ける予定であるが、相手方元請は発注者との間で生ずる損害賠償問題はすべて相談者の負担とする旨の契約条項を押し付けてきており、かかる理不尽な事態への対処方を相談したい。 相談からは、元請が負う損害賠償想定内容と責任、またそれに伴う相談者の責任問題が明らかではないので、まずは①それらの内容等を整理する、②その整理資料、契約書案等をもって弁護士会の無料相談を利用して法的な対処方を指導して貰ってはどうかと助言した。
73	賃貸マンション新築工事2棟を請負契約書(5000万円)により1次下請で施工してきているが、本体工事分の施工代金はほぼ支払われた。しかし、施工中に追加された外構工事等の代金2200万円は本体工事込みだと相手方元請は主張して譲らない。相手方との追加工事等の協議は現場責任者として行っており見積書も出しているのになんとか回収すべく、今後知り合いの弁護士に相談していくが、当センターにも相談してみたい。 まずは、①請負契約書にある「変更・追加工事」、「紛争の解決」等関係条項をよく確認する、②相手方元請との追加工事等の見積書に基づく協議条項、追加工事代金の内訳等関係資料を整理する、③それらの資料をもって早急に知り合いの弁護士に法的な回収方を相談されるよう助言した。
74	公共河川工事の土工工事を請負契約書により1次下請で施工したが、最終月代金600万円の請求額に対して、相手方元請は支払い分なしと言ってきた。相手方にその理由を問い質しても返答がなかったが、昨日突然一方的に500万円ほどが振り込まれてきてので、かかる事態への対処方を相談したい。 相手方元請の一方的な振り込みへの対処方であるが、①既に相手方から100万円ほどの減額通知が来ていたことに対する相談者の主張と根拠を明確にしたうえで、②振込金額との差分に対して相談者が承諾できなければ、その根拠を相手方に伝えて要求していくことではないか、③相手方との交渉に当たっては弁護士会の無料相談を利用して指導して貰う方法もあることを助言した。
75	とび・土工工事を口頭契約により4次下請で請け施工したが、相手方3次下請が倒産状態で2次下請に支払請求をしたが、契約関係もなく、2次と3次の支払関係は済んでいる旨言われた。また元請には請求できないか相談したい。 契約相手先の3次下請がいなくなったといって2次下請とは直接契約関係になく、今後3次下請の債権者会議等に参加し債権の確保を図ること等が考えられる。また元請についても直接の契約関係にないため代金の請求はできないが、建設業法上元請として何かできることがあるかについては管轄の許可行政庁に相談された。
76	戸建住宅の外壁防水工事を請負契約書により元請に発注したが、3年ほど経って雨が漏れてきた瑕疵工事が判明した。相手方は修繕工事をしたが、それ以上の責任はないというので、今後の対処方を相談したい。 まずは①外壁防水工事の請負契約書にある「工事瑕疵」、「紛争の解決」関係条項をよく確認する、②また工事瑕疵の状況と相手方主張に対する相談者の主張等を整理したうえで、③住宅紛争処理支援センター(住まいのダイヤル)に類似の事案やその解決方法等に相談してみるよう紹介した。
77	住宅のリフォーム工事を口頭契約に基づき3次下請で施工中に、相手方2次からコスト増を理由に相談者が工事現場に連れて来ている見習工(相談者の息子)の排除を求められた。当初から見習工を連れて来ることを伝えているにもかかわらず排除されたので、工事からの離脱を通知したところ、それまでの代金20万円の不払いを伝えられた。今後どのように対応したらよいか相談したい。 請負人側から一方的に契約の解除を行っており、相手方元請から解除に伴う損害賠償請求をされる可能性もあることから、代金請求の問題と併せて弁護士の協力を得ながら対応する必要があり、無料の法律相談を利用するよう助言した。

No	相談概要メモ
78	<p>店舗の内装工事を3次下請として請負い工事完了後に約1100万円の支払請求をしているが相手側2次下請は弁護士を立てており直接の話は逃げて連絡が付かない状態である。当方も一弁護士に相談しながら対応しているが何か早い解決方法はないのか相談したい。</p> <p>1100万円の不払いについて、双方弁護士を立て話合っている途中ということであれば、弁護士によく相談して早い交渉の進展・解決を図るよう助言した。</p>
79	<p>住宅の内装仕上工事を口頭契約に基づき3次下請で施工し代金80万円を請求したが、40万円値引きされ40万円しか払わないと言われた。値引きの理由は不明であり根拠はないと考えられるので、今後どのように対応したらよいか相談したい。</p> <p>口頭契約であり困難を伴うが、見積書、LINEでのやりとり等相談者主張代金の根拠となり得る資料を整理して相手方2次と協議、交渉していくのが基本であるが、それでも解決しない場合には法的対応を検討する必要があり、弁護士の協力を得るために無料の法律相談を利用するよう助言した。</p>
80	<p>住宅の内装仕上工事を口頭契約に基づき1次下請で施工したが、代金9万5千円が不払いになっている。不払い理由は不明で、最近では電話にも出ない状況であることから、今後どのように対応したらよいか相談したい。</p> <p>口頭契約であり困難を伴うが、見積書、LINEでのやりとり等代金請求の根拠となり得る資料を整理し弁護士に相談して対応するのが適切であり、無料の法律相談を利用するよう助言した。</p>
81	<p>ビルの電気工事を元請として受注し、その一部を同一のグループ会社に属する別個の法人であるA社とB社へ下請に出す計画を持っている。下請代金は合計すると4000万円以上であるが、工事を分割してまずA社に4000万円未満で発注し、その工事が完了してからB社に4000万円未満で発注することとしている。この場合、建設業法上の特定建設業許可の考え方について相談したい。</p> <p>当センターの相談業務内容を説明し、下請へ分割発注する場合における特定建設業許可の建設業法上の考え方については、管轄の許可行政庁に相談し指導を受けるよう助言した。</p>
82	<p>工場リフォームの電気工事を口頭契約に基づき1次下請で施工したが、元請・発注者間でトラブルが発生し元請に代金が支払われていないことを理由にして、代金2億円が不払いになっている。今後どのように対応したらよいか相談したい。</p> <p>上位契約者間のトラブルは代金不払いの理由にならないことを説明し、口頭契約であり困難を伴うが、代金額が大きいので、代金請求の根拠となり得る見積書、LINEでのやりとりを整理して、債権回収専門の弁護士に相談して対応を進めるのが適切である旨を助言した。</p>
83	<p>戸建住宅建築を元請として受注したが、施主から工事間完成間近になって設計変更や代金減額等の様々なクレームが出されており、その対応に苦慮している。今後どのように対応したらよいか相談したい。</p> <p>当センターの相談業務内容を説明し、施主と元請との間の新築住宅についてのトラブルに関しては、住宅紛争処理支援センターに相談するのが適切である旨を助言した。</p>
84	<p>一戸建て住宅を建築業者に発注し代金900万円を渡したが、工事開始前にその会社が破産してしまった。代金をどのように回収するか相談したい。</p> <p>当センターの相談業務内容を説明し、施主と住宅建築請負業者の間の法的トラブルについては、住宅紛争処理支援センターに相談するのが適切である旨を助言した。</p>
85	<p>マンション改修の内装工事を口頭契約に基づき3次下請で施工したが、代金300万円が不払いになっている。相手方2次と連絡がとれない状況になっており、今後どのように対応したらよいか相談したい。</p> <p>口頭契約で困難を伴うが、代金請求の根拠となり得る資料を整理して、弁護士の協力を得るために無料の法律相談を利用するよう助言した。建設業法上の元請の立替払い制度については、管轄の許可行政庁に問い合わせるよう助言した。</p>
86	<p>ビルの外壁工事を注文書・請書に基づき1次下請で施工したが、代金500万円のうち50万円が不払いになっている。理由は相談者の職員の態度が悪い、工事内容に不備がある等としているが、誠実に対応したと考えており50万円を確実に払ってもらいたいため、今後どのように対応したらよいか相談したい。</p> <p>相手方元請も全く支払う意思がないという訳ではないようなので、引き続き協議・交渉で解決していくのが基本である。それでも解決しない場合には法的対応を検討する必要があり、相談者の主張を正当化する工事写真、工事日報等の資料を整理して、弁護士の協力を得るために無料の法律相談を利用するよう助言した。</p>
87	<p>マンション改修工事の塗装工事を口頭(60万円)により4次下請で施工した。完了後に施工代金を請求したが、10万円、5万円と2度分割払いがあったのみで、残金45万円が不払のままである。何度催促しても返答がないため、内容証明郵便で催告したが返答がないため、今後の対処方を相談したい。</p> <p>請求代金に争いがなく、2度の分割払いもあったとのことなので、後は法的な回収方を図っていくことになる。相談者は既に相手方3次に対して内容証明郵便により催告状も出していることから、今後は簡易裁判による回収も考慮に入れて、まずは弁護士会の無料相談を利用してそれらの手続き等を指導して貰うよう助言した。</p>
88	<p>ホテルの解体工事を注文書・請書(380万円)により1次下請で施工した。施工途中、追加工事が生じたため見積書により470万円を要求したが、相手方元請は200万円しか認めないと言われ、決着がつかないまま終了した。この追加工事代金についての争いの対処方を相談したい。</p> <p>まずは、①追加工事が生じた経緯、その工事代金の積算内訳等関係資料を整理したうえで、親しいというオーナーや設計会社の協力を得ながら相手方元請と折り合いのつかない270万円分について強く要求していくことではないか、②不調ならば、注文書にある紛争解決機関で解決を図っていくことになるが、③それらの交渉方法、手続き等は弁護士会の無料相談を利用して指導して貰ってはどうかと助言した。</p>
89	<p>公共河川工事の土工事を請負契約書により1次下請で施工したが、諸事情により相談者の施工区域の進捗率が50%しかできなかったため、元請からの下請代金に300万円ほど過払いが生じるようになった。元請はこの過払い代金を他の2件の請負工事代金から差引くというが、かかる元請の過払い代金の処理方法について問題があるのではないかと相談したい。</p> <p>元請と交わした請負工事契約3件には契約書があるので、請負代金の処理もそれぞれの契約毎に処理されるべきものであろうが、それらの請負契約を超えた代金処理には各債権・債務上の問題も生ずる恐れもあると思料される。まずは①相手方元請からの要求、相談者の主張を契約関係資料とともに整理したうえで、②弁護士会の無料相談を利用して今後の対処方を指導して貰ってはどうかと助言した。</p>
90	<p>建築工事の2次下請業者から内装工事の後の廃棄物の運搬・廃棄を口頭契約で依頼され、運搬・廃棄を行い支払の請求50万円を行ったが、高すぎるので40万円に負けなければ支払えないと言われた。当社としては廃棄物処理費用、運搬費用がありとでも値引きできないのでどうしたらいいかと相談したい。</p> <p>問合せの内容は建設工事ではないが、契約内容、交渉経緯等を取りまとめて弁護士会の無料法律相談に法的な面から交渉解決に向けてのアドバイスを求めてはどうかと助言した。</p>
91	<p>河川災害復旧のブロック積工事を2次から工事途中で引き継ぎ、契約書に基づき3次下請で施工したが、2次の工事ミスもあり工期が遅れて完成した。2次は相談者のミスを主張して代金を約110万円減額するとともに、重機のリース代、燃料費、手直し費用等約1300万円を請求しており、今後どのように対応したらよいか相談したい。</p> <p>請負契約書中の紛争処理条項に従い相手方2次と協議・交渉して解決するのが基本である。相手方は弁護士にも相談しているとのことなので、相談者側としても自己の主張が正当であることを整理して、弁護士の協力を得るために無料の法律相談を利用して対応するよう助言した。</p>
	<p>マンション室内のリフォーム工事を請負契約書(190万円)により1次下請で施工中であるが、本日が3月請求分90万円の支払日にもかかわらず、昨夜突然16日まで待ってくれと言ってきたので承諾できず、かかる事態への対処方を相談したい。</p>

No	相談概要メモ
92	本日の支払日を急遽1週間延期してくれとの元請の通知に対しては、まずは①社内で認容できるかどうか等よく検討したうえで、②認容できなければ相手方に本日あるいは早急に支払うよう強く交渉することが基本となるが、②仮に延期を認めざるを得ないとなった場合でも支払い念書等の証拠書面を取っておくことも有効ではないかと助言した。
93	住宅の内装工事を口頭契約に基づき4次下請で施工したが、防塵クロス工事に不具合があるとして相手方3次から工事のやり直し(約130万円相当)を求められている。相談者側に一定の責任があることを否定しないが、全責任を負わされることには納得できず、今後どのように対応したらよいか相談したい。 契約に適合した工事が施工されたか否か、不具合の責任分担の処理については、契約当事者間で協議・交渉して解決するのが基本である旨を説明した。それでも解決しない場合には法的対応を検討する必要がある、相談者の主張の正当性を示す資料を整理して弁護士との協力を得るために無料の法律相談を利用するよう助言した。
94	戸建住宅の屋根工事を注文書(180万円)により1次下請で施工した。完了後に施工代金を請求したが、全額支払う資金がないというのでとりあえず半額の支払いとなった。その後、相手方弁護士から残金の債務確認書を要求されたので提出したが、何の動きもないので今後の対処方を相談したい。 当センターの役割と相談対象を説明したうえで、まずは相手方弁護士に提出した債務確認書の取扱い状況や今後の法的な手続きの進み方等について問い合わせることを肝要であることを助言した。
95	民間の宅地造成工事を請負契約書(280万円)により4次下請で施工した。完了後に施工代金を請求したが、何の返答もなく不払いが続いているので何とかならないか相談したい。 当センターの役割と相談対象を説明したうえで、相談内容から見て請求代金に争いはないようなので、①今後は相手方に対する内容証明郵便による催告状を送付して出方をみる、②なお不払いならば法的な回収方を図っていくことになるが、まずは契約書、請求書等関係資料を整理して弁護士会の無料相談を利用して指導して貰うよう助言した。
96	ビルテナント改修の鉄骨組み立て工事を口頭契約(請書のみ)に基づき1次下請で施工したが、工事終了後に雨漏りがあると指摘された。専門家に調査してもらったところ、相談者の工事が原因でなく外のライト取付け工事が原因だと判明したが、相手方元請は納得せず、代金310万円が不払いになっている。今後どのように対応したらよいか相談したい。 相手方元請も弁護士に相談しながら対応しているので、相談者の工事施工にミスがなかったことを根拠づける資料を整理して、有料あるいは無料の法律相談を利用して弁護士との協力を得ながら対応するのが適切である旨を助言した。
97	太陽光発電設備設置工事の電気工事を口頭により2次下請で請けたが、途中1次下請が亡くなったので、元請が契約相手になった。完了後に施工代金270万円を請求したが、100万円ならば支払うというが納得できず弁護士会の無料相談に行ったが思うような回答が得られないので当センターにも相談してみたい。 施工途中で契約の相手方が1次から元請に変わったことで、当初の元1次との口頭による契約内容の理解を得ず半額以下にされたことの対処方には困難を伴うとの弁護士会の回答のようである。当センターとしても請求金額の正当性を施工実績とその積算内訳を示しながら強く交渉していくことになるが、いずれにしろ全額回収は難しいことになるものと史料される旨の助言をした。
98	ビルの冷媒配管工事を口頭契約(注文書のみ)に基づき3次下請で施工したが、相手方2次の見積条件指示が不適切で、2次が予定していた工事量(1100万円程度)よりも過大な量の工事(2800万円程度)を施工した。これまでに900万円の支払いを受けたが残代金1800万円が不払いになっており、今後どのように対応したらよいか相談したい。 相談者の施工見積が正当であり、残代金1800万円請求の根拠があることを基礎づける資料を整理して、相手方2次と協議・交渉して解決するのが基本となるが、それでも解決しない場合には、弁護士の協力を得るために無料の法律相談を利用するよう助言した。
99	ビルの鉄筋溶接工事を口頭契約に基づき2次下請で施工したが、代金40万円が不払いになっている。不払いの理由は、工事途中で現場放棄した等事実を反する主張をしており、今後どのように対応したらよいか相談したい。 口頭契約であり困難を伴うが、代金請求の根拠となり得る工事日報、LINEでのやりとり等の資料を整理して、弁護士の協力を得るために無料の法律相談を利用するよう助言した。
100	別荘建築の2次下請として請負契約書で大工工事の発注を受け施工したが、最後の支払い請求1400万円をしたところ、金がないから支払えないと言われた。また、相手には今後は弁護士を立てると言われたがどうしたらいいか相談したい。 相手側1次下請がお金がないから支払えないとして弁護士を立てているとのことなので、契約内容、工事内容、交渉経緯をとりまとめ弁護士会の無料法律相談に法的な解決のあたってのアドバイスを受けて今後の交渉を進めてはどうかと助言した。